

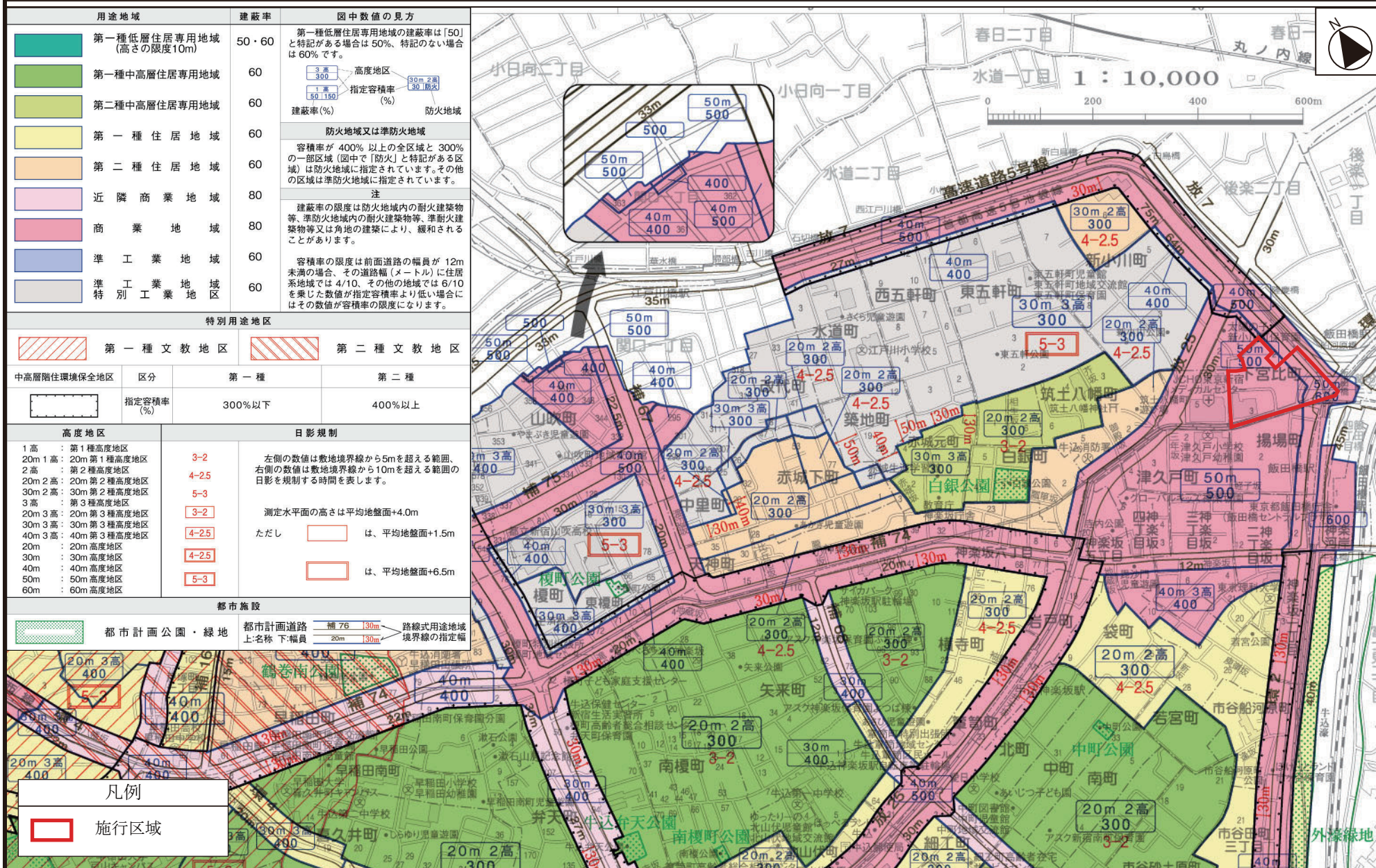
東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（新宿区決定）（原案）
都市計画下宮比町地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

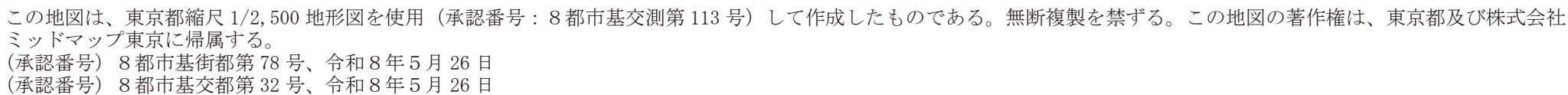
名 称		下宮比町地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.0ha				
公共施設の配置及び規模	種類	種別	名称	規模		備考
	道路	幹線街路	放射第 7 号線	別に都市計画に定めるとおり		整備済
			環状第 2 号線	別に都市計画に定めるとおり		整備済
			拡幅道路	面積約 130 ㎡		環状第 2 号線に沿って隅切りを新設
		区画街路	区画道路 1 号	幅員約 6.3～6.9m〔約 9.6m〕、延長約 90m		拡幅
			区画道路 2 号	幅員約 5.4～6.2m〔約 8.9～10.5m〕、延長約 50m		拡幅
			区画道路 3 号	幅員約 8～12m〔16～24m〕、延長約 150m		整備済
	その他の施設に関する都市計画	都市高速鉄道	都市高速鉄道第 8 号線	別に都市計画に定めるとおり		建築敷地と重複する区域において立体的範囲を設定
			都市高速鉄道第 12 号線	別に都市計画に定めるとおり		
建築物の整備		建築面積	延 べ 面 積 〔容積対象面積〕	主要用途	高さの限度	備考
		約 10,400 ㎡	約 208,000 ㎡ 〔約 154,200 ㎡〕	住宅、事務所、店舗、 宿泊施設、駐車場等	・ 180m ・ 計画図 3 に示すアの部分に限り 50mとする。	・ 高さの基準点は、T.P. + 5.4mとする。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約 14,700 ㎡	・ 多層に行きかうことができる安全で快適な歩行者空間を形成するため、地上及びデッキレベルの歩行者通路を整備する。 ・ 周辺地域とつながる、ゆとりある歩行者空間を形成するため、道路に沿って歩道状空地を整備する。 ・ 賑わいと潤いあふれる空間を創出し、市街地環境の向上を図るため、広場及び緑地を整備する。			
参考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、飯田橋駅前にふさわしい新たな賑わい拠点を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 下宮比町地区第一種市街地再開発事業 総括図 [新宿区決定]



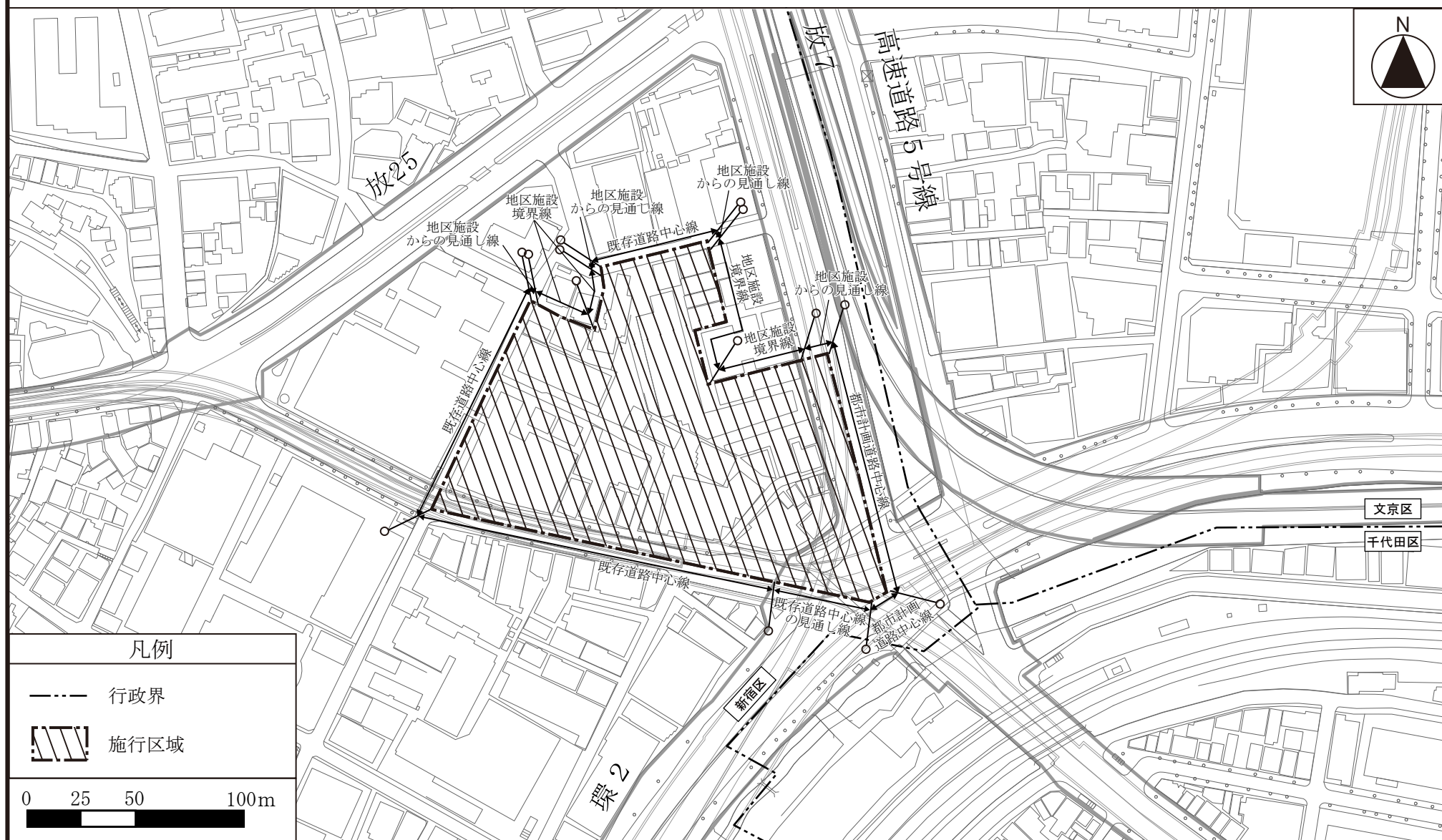
〔新宿区決定〕



東京都市計画第一種市街地再開発事業
下宮比町地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 (施行区域図)

[新宿区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：8都市基交測第113号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

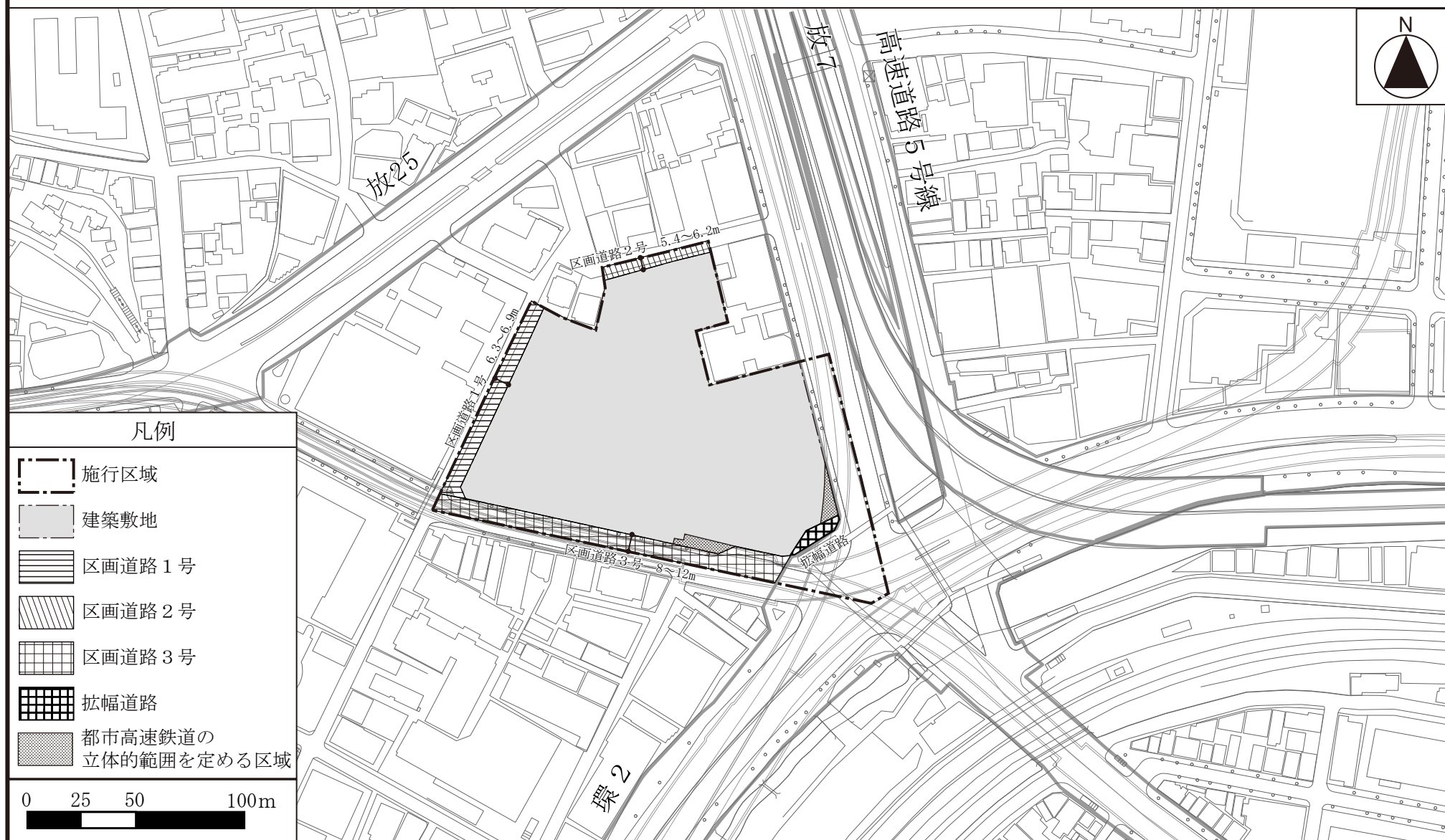
（承認番号）8都市基街都第78号、令和8年5月26日

（承認番号）8都市基交都第32号、令和8年5月26日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
下宮比町地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 (公共施設の配置図)

[新宿区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：8都市基交測第 113 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

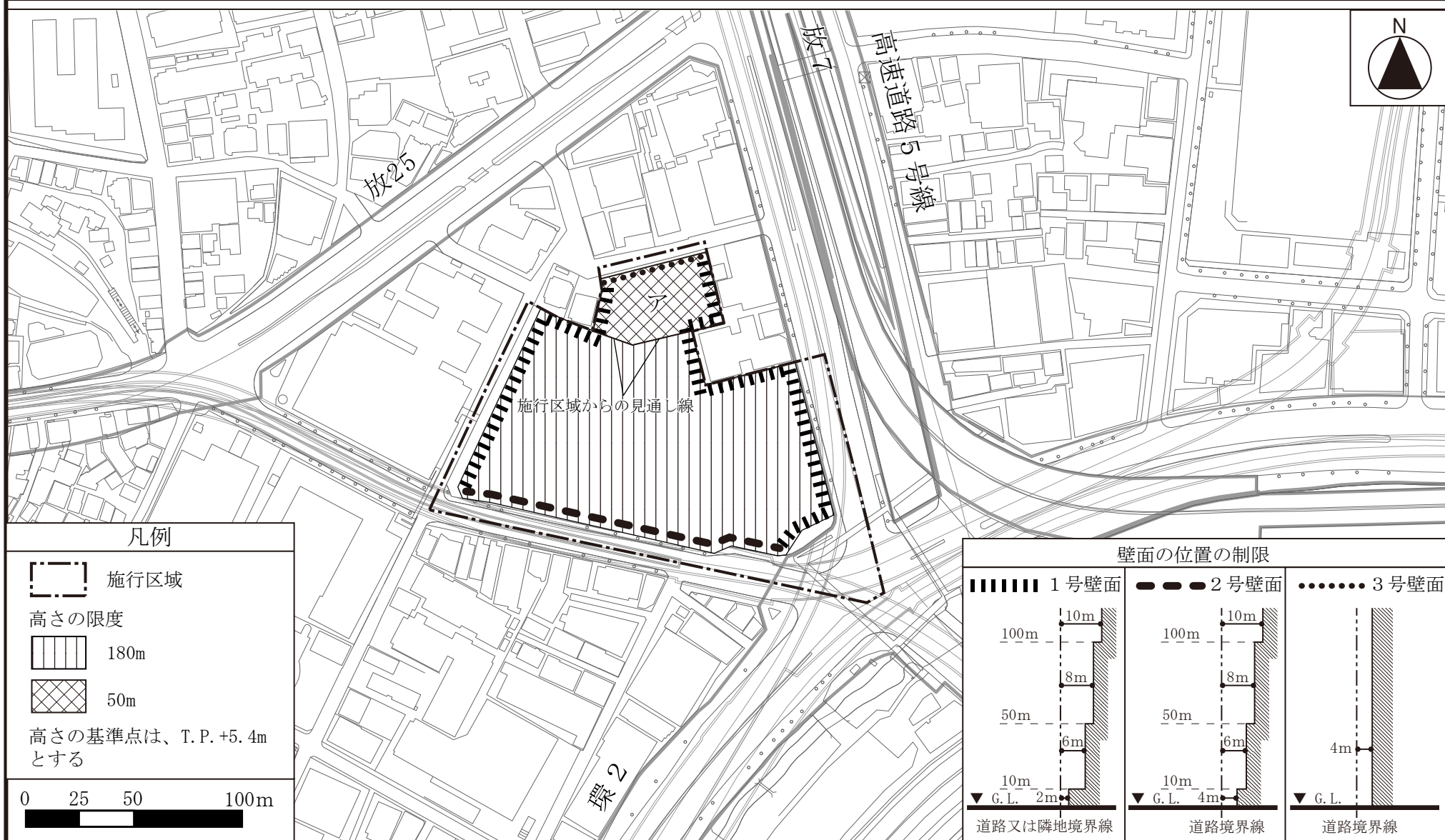
（承認番号）8都市基街都第 78 号、令和 8 年 5 月 26 日

（承認番号）8都市基交都第 32 号、令和 8 年 5 月 26 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
下宮比町地区第一種市街地再開発事業

計画図 3 (建築物の高さの限度・
壁面の位置の制限図)

[新宿区決定]



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：8都市基交測第 113 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

（承認番号）8都市基街都第 78 号、令和 8 年 5 月 26 日

（承認番号）8都市基交都第 32 号、令和 8 年 5 月 26 日